

財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しに関する告示及び通知の改正について

対象	DB	厚生基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準
					その他

ポイント

- 財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しについて、告示※1及び通知※2が改正されましたので、ご案内します。
- 内容は、財政悪化リスク相当額の算定方法として、新たに「厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法」を設けるというもので、意見募集時の内容から変更はありません※3※4。
- 厚生労働大臣の承認が不要になるのは、「これまで承認してきた実績がある計算手法の中で、ある程度確立されたもの」とされました。
- これにより、事業主・企業年金基金における財政悪化リスク相当額の算定方法にかかる申請手続きの一部について、簡素化及び事務負担の軽減が図られます。

※1 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件

※2 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第211号)の適用に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第211号)の適用に伴う「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について

※3 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(案)に関する御意見募集(パブリックコメント)について

※4 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年厚生労働省告示第412号)の改正に伴う関係通知の改正(案)に関する御意見募集(パブリックコメント)について

改正内容

改正前	改正内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財政悪化リスク相当額の算定方法は2種類※5 <ul style="list-style-type: none"> ・標準算定方法 ・特別算定方法 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財政悪化リスク相当額の算定方法は3種類※5 <ul style="list-style-type: none"> ・標準算定方法 ・厚生労働大臣の承認が必要な特別算定方法 ・厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法 ➤ 2019年12月27日から適用 なお、同日より前に特別算定方法の申請を行っているものは、改正前の例によるものとする

※5 標準算定方法:資産区分ごとの資産額に厚生労働省が定めるリスク係数を乗じた額の合計額に基づき算定する方法
特別算定方法:厚生労働大臣の個別承認を得て、制度の実情に応じて事業主が自ら定める算定方法

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法

- ▶ 特別算定方法のうちこれまで承認してきた実績がある計算手法の中で、ある程度確立されたものとして、以下①②の方法で計算する場合、厚生労働大臣の承認(すなわち事前の審査)を不要とする

① 価格変動リスク※6

- (1) 現有資産の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合※7に基づき算定する方法
- (2) 権利義務承継、確定拠出年金への移換、事業所追加等を理由に積立金の額が増減する場合に、それを織り込み算定する方法

② 負債変動リスク※8

予定利率が1%低下した場合の債務の増加リスクを見込む方法

※6 資産の運用結果により積立金の額が変動することで、積立不足が生じるリスク

※7 積立金の運用の目標を達成するために定める長期にわたり維持すべき資産の構成割合のこと

※8 予定利率等の基礎率の変動に伴い債務が変動することで、積立不足が生じるリスク

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。